

別表十(十)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等 の損金算入に関する明細書			事業度	・	・	法人名	別表十(十)
I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書							
利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額 超 過 分 配 額 利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	1 2 3	円	社債的受益権の元本の当期末残高 (17) $(17) \times \frac{5}{100}$	17 18	円	令五 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分
分 配	税引前当期純利益金額 前期繰越損失の額 可減損失の額 利益の額 (6) × $\frac{70}{100}$ 差引計 (4) - (5) - (7)	4 5 6 9 8	円	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」) (18) - (19)	19	円	
の額の計算	超過分配額 (2)	10	円	当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額 特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額 (21) - (22)	21 22 23	円	
「16」欄			特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合				
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「00398」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額			算入される 部費の額				
(1)が(13)を超える場合の(3)の額 所得金額合計 (別表四「34の①」)			合の調整	(23) - (24) (マイナスの場合は0)	25	円	
利益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)				社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 (20) + (25) × 2	26	円	
II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書							
収益の分配の額の計算	総分配額 超過分配額 の分配の額 「33」欄	27 28 29	円	税引前当期純利益金額 期首欠損金の額 可減損失の額 $\frac{70}{100}$ 収益額 の分配額 (28)	34 35 36 37 38 39	円	
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)		32	円	超過分配事業年度後に(39)に充てられた金額 分配可能収益の額 (38) + (39) - (40)	40 41	円	
収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額)		33	円			円	